

特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書に係る
通信連絡設備の一部追加について

(固体廃棄物減容処理施設の設置)

固体廃棄物減容処理施設の設置に係る設工認において、固体廃棄物減容処理施設外に設ける通信連絡設備については、当初、許可変更後に申請する予定と
していたが、許可変更は詳細化であることを確認したことから、申請している
固体廃棄物減容処理施設の設工認に追記することとした。

具体的には、固体廃棄物減容処理施設現場指揮所の大洗研究所内通信連絡設
備として固定電話機 1 台、携帯電話機 1 台、ファクシミリ 1 台を追加する。

このうち携帯電話機は、施設管理統括者が所有するため、すでに通信連絡設
備の一部変更として令和 2 年 3 月 27 日（原規規発第 2003275 号）に認可を得て
配備しているものを共用する。

また、緊急時対策所の大洗研究所内通信連絡設備の一部についても、認可を
得て配備している大洗研究所のものを共用する。

通信連絡設備申請範囲の整理表を表 1 に、通信連絡設備の系統概略図を図 1
に示す。

表 1 通信連絡設備申請範囲の整理表

通信連絡設備 (配備場所)		旧基準 において 認可済 H29. 3. 24	新規制基準 において 認可済 R2. 3. 27	追加申請	備考
敷地内の通信連絡設備 (構内一斉放送設備)			○		※1
緊急時 対策所	大洗研究所外通信連絡設備	/	/	/	
	・固定電話：1台		○		※1
	・携帯電話：1台		○		※1
	・ファクシミリ：1台		○		※1
	衛星携帯電話：1台		○		※1
	大洗研究所内通信連絡設備	/	/	/	
	・固定電話：1台		○		※1
	・携帯電話：5台		○		※1
	・ファクシミリ：1台		○		※1
設 (旧計算室) 現場指揮所 固体廃棄物減容処理施	大洗研究所内通信連絡設備	/	/	/	
	・固定電話機：1台			○	
	・携帯電話機：1台			○	※2
	・ファクシミリ：1台			○	
設 固体廃棄物減容処理施	放送設備及びページング設備	○			
	加入電話設備	○			
	所内内線設備	○			
	避難用誘導設備	○			

※1：大洗研究所で共用する。

※2：廃棄物管理施設で共用する。

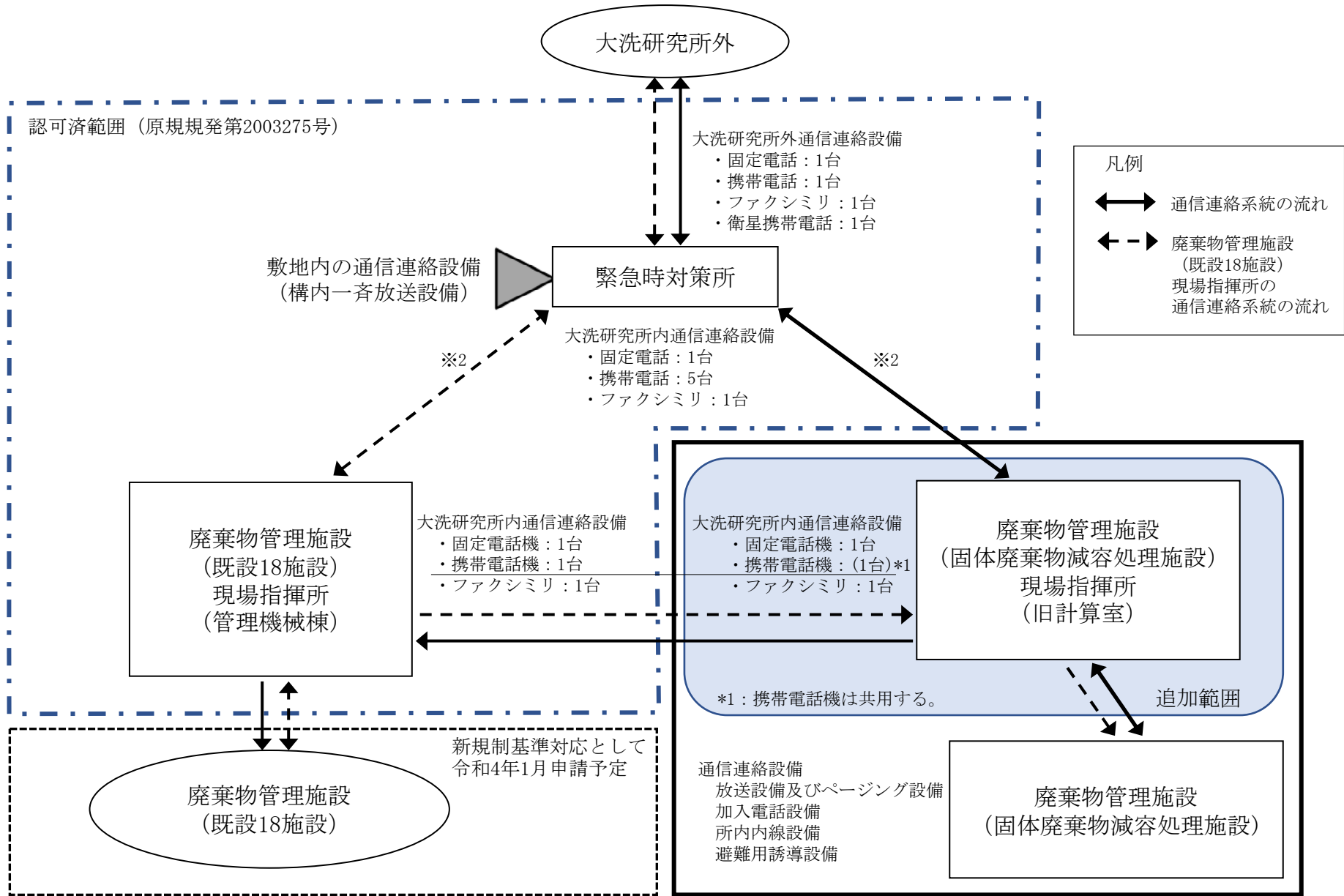


図1 通信連絡設備の系統概略図